

令和6年度 岡山市協働推進委員会委員募集要項

- 1 趣 旨 平成28年4月1日施行の「岡山市協働のまちづくり条例」第15条の規定に基づき、多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組の推進について調査審議するために設置している岡山市協働推進委員会（以下「委員会」）において、幅広い市民の意見を反映するため委員を公募するものです。
- 2 募集人数 1名程度
- 3 募集期間 令和6年3月1日（金）から令和6年4月30日（火）（必着）
- 4 応募資格 市内に居住、勤務、通学又は市内において市民活動等に従事する満18歳以上（令和6年4月1日現在）で、地域における社会課題の解決に関する取組を行っている又は行った経験を有する方。
- 5 任 期 2年（令和6年7月～令和8年6月）
- 6 会議の開催回数等 年3回（原則として平日日中3時間程度）
※臨時として追加で2回程度開催する可能性があります。
- 7 委員報酬 1回 7,500円
- 8 委員会概要 別紙のとおり
- 9 応募方法
 - (1) 「岡山市協働推進委員会 公募委員申込書」に所定事項を記入し、次の①②のテーマについてレポート（各800字程度、様式は自由）を作成の上、下記宛てに提出してください。
 - ① 私が今までに取り組んだ社会課題解決の活動について。
 - ② 私が思う「市民協働」について。
 - (2) 市民協働企画総務課に直接又は郵送で提出してください。

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市市民協働企画総務課（担当 矢野、中島、綾野）
電話 086-803-1061
FAX 086-803-1872
e m a i l kyoudou@city.okayama.lg.jp
- 10 選考結果 選考結果は6月中に申し込み者宛てに郵送にてお知らせします。

別紙)岡山市協働推進委員会概要

- 1 目的 多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組の推進について調査審議する。(第15条)
- 2 所掌事務(第16条)
 - (1) 推進計画の策定及び実施状況の評価に関すること。(第14条)
 - (2) 優れた地域の社会課題解決に関する取組の表彰に関すること。(第6条第7号)
 - (3) モデルとなる事業の指定及び同条第3項の規定による支援措置に関すること。(第7条第1項・同条第3項)
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 3 委員(第17条)
 - (1) 人数 20人以内
 - (2) 構成 次の中から市長が委嘱する。
 - ①住民自治組織に属する者
 - ②NPO法人その他の市民活動団体に属する者
 - ③事業者
 - ④学校関係者
 - ⑤その他市長が適当と認める者(公募委員)
 - (3) 任期 2年
※委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間
※通算6年まで再任をされることができる。
 - (4) 委員長
 - ①委員の互選により決める。
 - ②委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - ③委員長に事故があるとき等は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。
- 4 会議等
 - (1) 会議の招集 委員長が行う。
 - (2) 議長 委員長があたる。
 - (3) 成立 委員の過半数の出席。
 - (4) 決議 出席した委員の過半数。可否同数のときは、議長の決議。
 - (5) 会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
 - (6) 委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。
- 5 委員報酬 1回 7,500円